静岡県告示第94号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定予定森林にした旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法 律第249号)第30条の規定により告示する。

平成29年2月24日

静岡県知事 川勝平太

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 富士宮市上稲子字門野2846・2850の1・2850の2 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2852の1、2853、2854
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、富士農林事務所及び富士宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)